

事 務 連 絡
平成 2 5 年 1 月 3 1 日

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理
関係県 資源管理担当者 様
関係漁業者団体 御中
(独)水産総合研究センター東北区水産研究所 御中

水産庁資源管理部管理課
水産庁仙台漁業調整事務所

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取扱い
について

今般、宮城県沖合底びき網漁業協同組合から、同組合の沖合底びき網漁船が原子力発電所事故による放射能問題のため、東日本大震災の発生以降、全船が宮城県沖のみの操業となっており、漁場の確保に困窮している状態が続いていることから、「太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理」のために設定している宮城県沖の保護区Ⅲ（設定期間：毎年2月1日～3月31日）について、漁場形成により同保護区内で操業をせざるをえない場合も考えられることから、昨年に引き続き今年も解放してほしい旨要望がありました。

このため、一般社団法人全国底曳網漁業連合会より太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の関連漁業団体に、水産庁（仙台漁業調整事務所）より関係県庁に、個別に状況を説明し、ご理解をいただいたところです。

については、宮城県沖の保護区Ⅲにつきまして、下記のとおり取り扱うことといたしますのでご了知下さい。

なお、平成24年11月20日に開催された第17回太平洋広域漁業調整委員会でも報告があったところですが、昨年の保護区Ⅲの解放においては、期間内の操業がなかったことを申し添えます。

記

- 1 宮城県沖合底びき網漁業協同組合所属船は、東日本大震災以降、全船が宮城県沖のみでの操業となっており、漁場の確保に困窮している状況が継続している。このため、保護区内に漁場が形成された場合に操業できるよう、昨年に引き続き今年も保護区Ⅲを解放する。
- 2 操業する際には水産庁仙台漁業調整事務所及び全国底曳網漁業連合会に連絡するとともに、保護区内での操業結果を東北区水産研究所八戸支所へ報告する。

水産庁資源管理部管理課資源管理推進室

担 当：鏑木、佐々木、横尾

電 話：03-6744-2361

水産庁仙台漁業調整事務所資源課

担 当：佐澤、和田、工藤

電 話：022-291-2774